

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008横第15号
事故等種類	衝突（岩場）
発生日時	平成20年8月1日（金） 13時30分ごろ
発生場所	和歌山県北山村西の峯1, 123.1m三角点から真方位157.5° 2.8km付近 （概位 北緯33° 55.3′ 東経135° 55.1′）
事故等調査の経過	平成20年10月1日、本事故の調査を横浜地方海難審判理事所から引き継ぎ、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか5人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊覧筏 おくとろ(平成8)6号 長さ29.60m 134-40和歌山、北山村
乗組員等に関する情報	筏操縦長、筏師経験11年 事故当時1番床 筏副操縦長、筏師経験6年 事故当時2番床 筏師、筏師経験3年 事故当時5番床
死傷者等	骨折 1人（乗客）、打撲等 8人（乗客）
損傷	3番床前部左側下部にささくれ
事故等の経過	<p>本船は、長さ約5mの杉の丸太材8本で組まれた筏（以下「^{どこ}床」という。）を7つ連結した全長29.60mの非自航の筏列（以下「^{ひとの}一乗り」という。）である。（以下、先頭の床から順に「1～7番床」という。）</p> <p>本船は、救命胴衣未着用の3人の筏師ほか、乗客用設備を有する3～6番床に救命胴衣を着用させた15人の乗客を乗せ、平成20年8月1日13時10分ごろ、和歌山県北山川のオトノリを小松に向け出発した。</p> <p>本船は、いつもどおり焼山の瀬左岸にある干出岩（以下「本件干出岩」という。）の近くを右に曲がり、少し左岸側に寄せられて流されたとき、1番及び2番床左側が本件干出岩に乗り揚げて右側に傾いたため、1番床に乗っていた筏師が落水した。</p> <p>13時30分ごろ、本船は、北山村西の峯1, 123.1m三角点から真方位157.5° 2.8km付近で3番床の前部が沈んだとき、本件干出岩から約50cm川中央寄りの水面下約25cmにある岩に3番床の前部左側下部が衝突して止まったが、3番床の先頭に乗っていた乗客1人が衝突の衝撃で転倒したほか、乗客8人が手摺りなどに接触した。</p> <p>2番床に乗っていた筏師は、本船が岩から離れて流れ出してから、すぐに体勢を立て直し、落水して下流の岩にいた筏師を乗せ、衝突場所から約100～200m下流で本船を右側の岸に着けた。</p> <p>本船に後続していた一乗りの筏師が、北山村観光センターに事故の報告をした。</p> <p>筏師3人は、乗客の応急手当をしたのち、上滝下流の右岸に本船を係止し、負傷した乗客9人を救急車と北山村観光センターが手配した車に移乗させ、三重県熊野市内診療所で治療を受けさせた。</p>

<p>気象・海象</p>	<p>風速 4.5m/s、降水量 0.0mm</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし なし 本船は、焼山の瀬付近で、いつもどおり本件干出岩近くを右へ曲ったが、いつもより少し左岸側に寄せられて流され、1番及び2番床左側が本件干出岩に乗り揚げたものと考えられる。 本船は、2番床が本件干出岩に乗り揚げたとき後部が沈み、連結されていた3番床前部が沈んで、3番床前部左側下部が水中の岩に衝突した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、北山川において川下り中、焼山の瀬付近を通過する際、いつもより左岸側に流され2番床が本件干出岩に乗り揚げ、3番床前部が沈んだため、3番床が水中の岩に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	
<p>備考</p>	<p>本事故後、北山村は、焼山の瀬左岸の本件干出岩に当て木を設置し、遊覧筏の手摺り及び腰掛けの角に衝撃吸収材を設置した。また、北山村ふるさと振興公社は、急流に入る前に筏師全員が乗客に注意事項を説明することとし、緩流場所でも手摺りを握るよう注意喚起している。</p>	